

出産・子育て応援交付金事業について

1. 事業概要

妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等に関する面談や情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための経済的支援を一体として実施します。

2. 事業内容

(伴走型支援)

- ①妊娠期(8～10 週前後) : 面談の実施
- ②妊娠期(32～34 週前後) : アンケートの実施及び必要な方との面談
- ③出産・産後 : 面談の実施
- ④妊娠期～産後の育児期 : 出産子育て関連情報の発信、相談受付対応の継続実施等

(経済的支援)

- ①妊娠届出時 : 妊婦1人あたり5万円給付(面談実施後)
- ②出生届出後 : 出生児1人あたり5万円給付(面談実施後)

3. 事業開始日

令和5年1月1日

4. 対象者

令和4年4月1日以降に妊娠・出産されたすべての方

5. スケジュール

	令和4年4月～12月	令和5年1月～	給付額	申請受付	給付開始
①	出生届 (提出済)		妊娠分 5万円 出産分 5万円×出生児数 (一括給付)	1月下旬以降随時 (アンケート実施後)	2月下旬～
②	妊娠届 (提出済)		妊娠分 5万円	1月下旬以降随時 (アンケート実施後)	
		出生届	出産分 5万円×出生児数	届出後(面談実施後)	
③		妊娠届	妊娠分 5万円	届出後(面談実施後)	
		出生届	出産分 5万円×出生児数	届出後(面談実施後)	